

7 在宅避難者への支援

(1) 自宅が無事だった区民への呼び掛け

区は、自宅が倒壊・焼失せずに無事であったが、ライフラインの停止や室内の家具類が転倒落下するなどしてやむを得ず避難所に避難した区民に対し、可能な限り自宅での避難生活を呼び掛ける。

帰宅の呼び掛けにあたっては、応急危険度判定「調査済み」の緑色ステッカーが建物に貼付されていることを確認するよう、区民に周知徹底する。

(2) 在宅避難者支援窓口の開設

区は、在宅避難者に対して、食料や救援物資の配給、情報の提供等の支援を行うため、避難所に在宅避難者専用の支援窓口を開設する。